

○新宮町入札参加資格者指名停止等措置要綱

平成29年4月1日

新宮町告示第42号

新宮町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（平成8年3月新宮町告示第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、新宮町が発注する建設工事等及び物品の売買、業務委託等（以下「請負等」という。）に係る契約の適正かつ円滑な履行を確保するため、本町の競争入札参加資格者名簿に登録された業者に対する指名停止の措置について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 入札参加資格者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づく一般競争入札の参加資格を有する者又は同令第167条の11の規定に基づく指名競争入札の参加資格を有する者で、新宮町の競争入札参加資格者名簿に登載された者をいう。
- （2） 指名停止 入札参加資格者が、別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に、一般競争入札において入札に参加させない措置及び指名競争入札において指名しない措置並びに随意契約の相手方としない措置をいう。
- （3） 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、設計、監理、地質調査及び補償等の建設コンサルタントに関する業務をいう。
- （4） 物品売買・業務委託等 物品の売買、借入れ、修繕、印刷製本、製造の請負及び役務の提供に関する業務をいう。
- （5） 代表役員等 個人経営の場合にあっては本人を、会社その他の法人にあっては代表役員及び代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員

をいう。

(6) 一般役員等 代表役員等以外の役員及び支店又は営業所（請負等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。

(7) 使用人 代表役員等及び一般役員等以外の常用雇用者をいう。

(指名停止)

第3条 町長は、入札参加資格者が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて、同表の期間欄に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 町長は、一般競争入札を実施しようとするときは、前項の規定により指名停止の措置を受けている入札参加資格者（以下「指名停止業者」という。）の当該入札への参加資格を認めないものとし、指名競争入札又は随意契約を実施しようとするときは、当該指名停止業者を指名又は選定しないものとする。

3 町長は、一般競争入札を実施する場合に、入札参加資格者が当該入札への参加資格を認められた後に指名停止業者となったときは、当該業者を入札に参加させないものとし、指名競争入札を実施する場合に、当該指名停止業者を指名しているときは、指名取消通知書（様式第1号）により、その指名を取り消すものとする。

(下請負人に対する指名停止)

第4条 町長は、前条第1項の規定より指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき入札参加資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で、情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

(共同企業体の構成員等に対する指名停止)

第5条 町長は、第3条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の入札参加資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共

同企業体の指名停止の期間の範囲内で、情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

(指名停止業者を構成員とする共同企業体に対する指名停止)

第6条 町長は、第3条第1項の規定による指名停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で、情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の加重)

第7条 入札参加資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。

2 入札参加資格者が指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、この限りではない。

3 町長は、入札参加資格者について、極めて悪質な事由又は極めて重大な結果を生じさせたことにより、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

(指名停止期間の短縮)

第8条 町長は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由により、別表各号並びに前条第1項及び第2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

(指名停止期間の変更)

第9条 町長は、指名停止業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由等が明らかになったときは、別表各号及び前2条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

(指名停止の解除)

第10条 町長は、指名停止業者が当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認められるときは、当該指名停止業者に対する指名停止を解除するものとする。

(指名停止、変更又は解除の通知)

第11条 町長は、第3条第1項又は第4条から第6条までの規定により指名停止を行ったときは、指名停止通知書(様式第2号)により当該入札参加資格者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、必要があると認めるときは、改善措置の報告を徴するものとする。

3 町長は、第9条の規定により指名停止の期間を変更したときは、指名停止期間変更通知書(様式第3号)により当該指名停止業者に通知するものとする。

4 町長は、前条の規定により指名停止を解除したときは、指名停止解除通知書(様式第4号)により当該入札参加資格者に通知するものとする。

5 町長は、第1項、第3項及び第4項の規定による通知について、通知する必要がないと認める正当な理由があるときは、通知を省略することができるものとする。

(指名停止の公表)

第12条 町長は、前条の規定による通知を行ったときは、掲示場及び町のホームページにより公表するものとする。

(事故等の報告)

第13条 町発注の請負等の主管課長(課に準ずる組織の長を含む。)は、入札参加資格者が別表各号に掲げる措置要件に該当する事案が生じたときは、事故等報告書(様式第5号)により町長に報告しなければならない。

(随意契約及び下請負の制限)

第14条 指名停止業者については、町発注の請負等の随意契約の相手方とし

て選定し、町関係工事を下請けし、又は受託することを承認してはならない。  
 ただし、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、やむを得ない事由があると認めた場合はこの限りでない。

- (1) 町発注の請負等に特許を要する場合で、指名停止業者以外その特許権を有していないとき。
- (2) 町発注の請負等に特別の技術を要する場合で、指名停止業者以外には相応するものがないとき。
- (3) 町発注の請負等が、現在履行中のものに関連している場合で、指名停止業者以外に履行させることが著しく不利となるとき。

(指名停止に至らない事案に関する措置)

第15条 町長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該入札参加資格者に対して、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

2 町長は、別表その5の各号の措置基準に該当するときは、入札参加業者選定に当たり、指名を回避することができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に判明した事案に対する指名停止等の措置については、なお従前の例による。

別表(第3条、第7条—第9条、第13条、第15条関係)

事故等に基づく措置基準

その1

措置要件	期間
(虚偽記載) 1 町発注の請負等において、競争入札参加資格審査申	当該認定をした日から

<p>請書等の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(過失による粗雑履行等)</p>	<p>1 月以上 6 月以内</p>
<p>2 町発注の請負等の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められたときを除く。）、又は工事成績（検査員又は監督員が行う請負者の履行に関する評定をいう。）が不良のとき。</p>	<p>事実を知った日から 1 月以上 6 月以内</p>
<p>3 町発注以外の請負等の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められたとき。</p> <p>(契約違反等)</p>	<p>事実を知った日から 1 月以上 3 月以内</p>
<p>4 第 2 号に掲げる場合のほか、町発注の請負等に関し、次に掲げるイ、ロ又はハに該当すると認められるとき。</p> <p>イ 正当な理由のない履行遅滞</p> <p>ロ 正当な理由がなく契約を締結しないとき。</p> <p>ハ イ又はロに掲げる場合のほか、契約に違反し、契約の相手方として不適当</p> <p>(公衆損害事故)</p>	<p>事実を知った日から</p> <p>1 月以上 4 月以内</p> <p>1 月以上 4 月以内</p> <p>1 月以上 4 月以内</p>
<p>5 町発注の請負等の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p>	<p>事実を知った日から 1 月以上 6 月以内</p>
<p>6 町発注以外の請負等の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合におい</p>	<p>事実を知った日から 1 月以上 3 月以内</p>

て、当該事故が重大であると認められるとき。 (工事関係者事故)	
7 町発注の請負等の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	事実を知った日から1月以上4月以内
8 町発注以外の請負等の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	事実を知った日から1月以上2月以内

贈賄又は不正行為等に基づく措置基準

その2

措置要件	期間
(贈賄)	
1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	8月以上24月以内
ロ 一般役員等	6月以上18月以内
ハ 使用人	4月以上12月以内
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本町以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3月以上9月以内
ロ 一般役員等	2月以上6月以内
ハ 使用人	1月以上3月以内
(独占禁止法違反行為)	
3 本町契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保	当該認定をした日から

<p>保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>6月以上18月以内</p>
<p>4 本町以外の契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (談合等)</p>	<p>当該認定をした日から2月以上9月以内</p>
<p>5 本町契約に関し、代表役員等、一般役員等又はその使用人が談合又は競争入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から6月以上24月以内</p>
<p>6 本町以外の契約に関し、代表役員等、一般役員等又はその使用人が談合又は競争入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき。 (業務に関する法令違反)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から2月以上12月以内</p>
<p>7 業務に関して法令に違反し、請負等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (不正又は不誠実な行為)</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>
<p>8 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、労働基準法違反その他業務に関し不正又は不誠実な行為をし、請負等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>事実を知った日から1月以上24月以内</p>
<p>9 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、</p>	<p>事実を知った日から1月以上9月以内</p>



町発注の請負等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	
----------------------------------	--

暴力団組織等に対する措置基準

その3

措置要件	期間
<p>1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団の構成員とみなされる場合を含む。以下「暴力団員等」という。）として関係行政機関から本町に文書で通知があり、その通知により次の各号のいずれかに該当すると認められるとき。</p> <p>イ 暴力団員等が、代表役員等又は一般役員等となっている者</p> <p>ロ 暴力団員等が、代表役員等又は一般役員等となっていないが、実質的に経営権を掌握している者</p> <p>ハ イ又はロの規定に該当する場合において、代表役員等又は一般役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律、暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）又は福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）の規定による罰金刑を宣告された者（イ又はロの規定に該当する事実と当</p>	<p>当該認定をした日から12月を経過し、かつ、当該事実がないと認められるまで</p> <p>当該認定をした日から12月を経過し、かつ、当該事実がないと認められるまで</p> <p>当該認定をした日から24月を経過し、かつ、当該事実がないと認められるまで</p>

<p>該容疑者又は当該刑の対象となった行為との間に 関連性を認めることが相当である場合に限る。)</p>	
<p>ニ 暴力団員等と名目のいかんにかかわらず密接な 交際又は社会的に非難される関係を有している者</p>	<p>当該認定をした日から 6月を経過し、かつ、当 該事実がないと認めら れるまで</p>
<p>ホ 暴力団員等を自社、自己若しくは第三者の不正の 利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもつ て利用した者</p>	<p>当該認定をした日から 6月を経過し、かつ、当 該事実がないと認めら れるまで</p>
<p>へ 暴力団員等に名目のいかんにかかわらず資金的 援助又は便宜供与をしている者</p>	<p>当該認定をした日から 6月を経過し、かつ、当 該事実がないと認めら れるまで</p>
<p>ト 暴力団員等と知りながらその者を雇用し、若しく は使用し、又はその者と下請契約若しくは資材、原 材料等の購入契約を締結している者</p>	<p>当該認定をした日から 6月を経過し、かつ、当 該事実がないと認めら れるまで</p>
<p>チ ニからトまでの規定に該当する場合において、代 表役員等、一般役員等又はその使用人が禁錮以上の 刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は 禁錮以上の刑若しくは刑法、暴力団による不当な行 為の防止等に関する法律、暴力行為等処罰に関する 法律又は福岡県暴力団排除条例の規定による罰金 刑を宣告された者（ニからトまでの規定に該当する 事実と当該容疑者又は当該刑の対象となった行為 との間に関連性を認めることが相当である場合に</p>	<p>当該認定をした日から 12月を経過し、かつ、 当該事実がないと認め られるまで</p>

<p>限る。)</p> <p>リ 町発注の請負等に関し、暴力団組織又は暴力団員等から不当介入を受け若しくは不当介入による被害を受けたにもかかわらず町に報告せず、又は所轄の警察署に届出なかったとして県警察本部から通知があり、町発注の請負等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4月</p>
---	--------------------------

契約不履行等に基づく措置基準

その4

措置要件	期間
<p>1 町発注の請負等の契約の履行に当たり、故意に粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し、不正な行為を行ったとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3月以上24月以内</p>
<p>2 町発注の請負等の競争入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき（贈賄の場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 3月以上24月以内</p>
<p>3 代表役員等、一般役員等又はその使用人が次の一に該当したとき。</p> <p>(1) 町発注の請負等の落札者が契約を締結することを妨げたとき。</p> <p>(2) 町発注の請負等の契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3月以上24月以内</p>
<p>4 町発注の請負等の監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3月以上24月以内</p>
<p>5 正当な理由がなく、町発注の請負等の落札者でありながら契約を締結せず、又は第1号に掲げる場合のほか</p>	<p>当該認定をした日から 6月以上24月以内</p>

か、町発注の請負等の契約を履行しなかったとき。	
6 町発注の請負等の契約の履行に当たり、前各号の一に該当する事実があった後、指名停止期間を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。	当該認定をした日から3月以上24月以内
7 入札参加資格者が町発注の請負等の競争入札の通知を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく入札に参加しなかったとき。	事実を認定した日から1月以上6月以内
8 入札参加資格者が賃金不払い等労働関係法規に違反し、労働基準監督機関から通知を受けたとき。	通報を受けたときから1月以上6月以内
9 入札参加資格者が町に関する公租公課を1年以上にわたって未納しているとき。	完納されるまでの間
10 町発注の請負等に関連して、町職員及び町議会議員等関係者に対しその職務の執行を妨害するような行為又は暴言を吐いたとき。	事実を認定した日から1月以上6月以内

指名回避措置基準

その5

措置要件	期間
1 入札参加資格者の代表役員等、一般役員等又はその使用人がある者がその履行した町発注の請負等において、その契約の履行に関して不良を指摘されたとき。	当該指摘を受けた日から12月以内
2 その他、指名停止の措置要件に準ずる行為等があり、町長が指名回避をする必要があると認めたとき。	当該認定した日から12月以内

様式第1号(第3条関係)

第 号  
年 月 日

様

新宮町長 印

指 名 取 消 通 知 書

先に、下記の入札に関して、 年 月 日付け第 号をもって貴社(殿)に指名競争入札通知をしたところではありますが、今回貴社(殿)に指名停止の決定があり、指名を取り消したので通知します。

記

1 入札件名

様式第2号(第11条関係)

第 号  
年 月 日

様

新宮町長 印

指 名 停 止 通 知 書

この度の貴社(殿)の行為は、町発注の請負等の受注者としての社会的期待及び責任に照らしてあってはならないものであり、誠に遺憾であります。

よって、新宮町入札参加資格者指名停止等措置要綱第3条第1項の規定に基づき、町が行うすべての請負等の発注に関し、下記のとおり貴社(殿)の指名を停止したので通知します。

記

1 指名停止の理由

2 指名停止の期間

年 月 日から ( 月間)  
年 月 日まで

様式第3号(第11条関係)

第 号  
年 月 日

様

新宮町長 印

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

先に、 年 月 日付け第 号をもって貴社(殿)の指名停止を行った旨を通知したところでありますが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

1 従前の指名停止の期間

年 月 日から ( 月間)  
年 月 日まで

2 変更後の指名停止の期間

年 月 日から ( 月間)  
年 月 日まで

3 変更の理由

様式第4号(第11条関係)

第 号  
年 月 日

様

新宮町長 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日付け第 号において、貴社(殿)の指名停止を行  
った旨を通知したところではありますが、 年 月 日をもって当該指名停止を  
解除したので通知します。



様式第5号(第13条関係)

第 号  
年 月 日

新宮町長 様

課長等名 印

事 故 等 報 告 書

商号又は 名称						
代表者氏名						
主たる業種 許可番号等	許 可 番 号 等		主たる 業 種		名簿受 付番号	
会社所在地						
請負等の 名称						
事故等発生 年月日	年 月 日					
事故等発生 場所						

(事故等の内容)

(注) 新聞情報、その他参考資料添付